

外国政府等との協定等に関する検討の方向性(案)

令和6年6月7日

- ◆ 電気通信事業法第40条は、電気通信事業者が**電気通信業務に関し、外国政府等との間に重要な事項を内容とする協定又は契約を締結、変更又は廃止しようとする場合には、総務大臣の認可**を要することを定めている。具体的な認可対象については、電気通信事業法施行規則第27条において、**電話等の役務の提供に関する提携を内容とする協定又は契約**の一部の事項と、**本邦に陸揚げされる海底ケーブルの建設保守に関する協定又は契約**とされている。

【規定の概要】

- 電気通信事業法第40条は、**電気通信事業者が電気通信業務に関し、外国政府等との間に重要な事項を内容とする協定又は契約を締結、変更又は廃止しようとする場合には、総務大臣の認可**を要することを定めている。
- これは、外国政府や外国企業との間で締結する協定等は、電気通信事業者が国際電話サービス等を提供する元となる契約であり、その内容如何が我が国の**利用者の利益に重大な影響**を与えかねないものであるため、認可の対象とされているもの。
- 具体的な認可対象は、電気通信事業法施行規則第27条において定められており、過去の規制緩和により、データ伝送サービス、専用サービス、国際電話の付随的サービスに係る協定等は認可の対象外とされ、現状では以下の協定等が認可対象。

(1) **電話等の役務**（音声を伝送交換するための電気通信設備を用いてその内容を蓄積することなく通信を行うもの。交換取扱人を介した通話その他付随的なものを除く）**の提供に関する提携を内容とする協定又は契約のうち次の事項**

- ・ 電気通信回線を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その区間並びにこれにより取り扱う電気通信役務の種類及び対地
- ・ 電話等の役務の提供に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額。ただし、金額が増加しないことが明らかなき等を除く（金額が増加しないことが明らか協定等の変更については、報告規則に基づき、年度末に総務大臣に報告することが求められる）。
- ・ 電話等の役務の提供に関し、取り扱う通信量の割合

→ 具体的には、**国際電話、携帯電話の国際ローミング、衛星通信**等の提供に関する提携を内容とする協定等が認可対象

(2) **本邦に陸揚げされる海底ケーブルの建設保守に関する協定又は契約**（出資比率のみを変更するもの、破棄し得ない使用权の取得及び譲渡に関するもの並びにケーブル保守船の利用に関するものを除く。）

(参考) 電気通信事業法第40条に基づく、国際電話、携帯電話の国際ローミング、衛星通信の提供に関する提携を内容とする協定の認可件数

| | 国際電話 | 携帯電話の国際ローミング | 衛星通信 |
|-------|------|--------------|------|
| 令和5年度 | | | |
| 令和4年度 | | | |
| 令和3年度 | | | |

- ◆ 関連する役務の動向を踏まえて、電気通信事業法第40条に基づく外国政府等との協定等の認可に関し、以下の点についてどう考えるか。

1 認可対象の見直し

- 現在、電話等の役務の提供に関する提携を内容とする協定等が重要な事項を内容とするものとして認可対象とされているが、携帯電話の国際ローミングについて、音声ローミングに加えデータローミングも広く利用されていることや、今後、スマートフォンが衛星と直接つながる衛星直接通信によるサービスが提供される予定であり、外国企業の電気通信設備を介してスマートフォン向けのデータ役務が提供されることを踏まえれば、**データ役務等の提供に関する提携を内容とする協定等についても認可対象に追加することが必要か。**
- 他方で、データ役務等の提供に関する提携を内容とする協定等を広く認可対象とした場合、これまで認可対象としていなかった、国際ISP間の協定等や衛星を利用した放送事業者向けの映像伝送サービス、衛星を利用したIoTサービス、バックホール回線としての衛星の利用など、必ずしも利用者の利益に直接影響しない協定等も認可の対象となる。このため、例えば、電気通信回線設備を用いる電気通信役務や、一定の規模を有する電気通信役務など、**利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務の提供に関する提携を内容とする協定等に認可対象を限定することについてどう考えるか。**

2 事業者間精算料金の変更に係る認可

- 現在、電話等の役務の提供に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額（事業者間精算料金）については、値上げの場合は認可対象、金額が増加しないことが明らかな場合は報告規則に基づく年度末報告の対象とされているが、**事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等の変更については、事後報告のみとすることについてどう考えるか。**
 - ・ 携帯電話の国際ローミング協定における事業者間精算料金の値上げのうち約半数は、相手国における税率変更によるもの。また、個別の事業者間精算料金の値上げは、必ずしも利用者料金の変更に直結していない。
 - ・ 携帯電話の国際ローミングは、GSMA（GSM Association）のルールに基づき事業者間で協定が締結されており、相対契約により割引料金を適用する場合を除き、全事業者に共通的な標準料金が提示される仕組みとなっており、日本の事業者のみが不当に高い事業者間精算料金を設定される恐れはないと考えられるか。

3 その他

- 認可対象を変更する場合には、必要に応じて、認可に当たっての審査基準を見直すことが適当か。その他、検討すべき点はあるか。

- データ役務等の提供に関する提携を内容とする協定等についても認可対象に追加することが必要か。
- 例えば、電気通信回線設備を用いる電気通信役務や、一定の規模を有する電気通信役務など、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務の提供に関する提携を内容とする協定等に認可対象を限定することについてどう考えるか。

事業者ヒアリング

- データ役務等に拡大することに反対しない
 - ・スマートフォンの普及及び利用状況等を踏まえれば、認可対象をデータ役務に拡大することは一定の合理性がある。(NTTドコモ)
 - ・データ役務等の提供に関する提携を内容とする協定等についても認可対象とすることには反対しない。(スカパーJSAT)
 - ・昨今の電気通信事業の動向を鑑みると、(データ役務の追加は) やむを得ない。(JSAT MOBILE)
 - ・現在の電気通信役務の動向を踏まえれば、認可対象の見直しが必要であるという点については理解。(スターリンクジャパン)
- 事後報告のみとすべき
 - ・データサービスについては、現在事前手続き不要なところ、認可対象の拡大によりスケジュール等ビジネスへの影響も生じるため、事後報告のみとしていただきたい。(ソフトバンク)
- 対象は最小限にすべき
 - ・サービス動向を踏まえ、規制緩和に主眼を置いた認可対象の見直しは必要であり、認可対象の追加については慎重であるべき。事前規制が、外国の事業者等との連携によるイノベーションの創出を阻害する可能性にも配慮しつつ、対象は真に「利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務」とすることに賛同する。個別にサービスの特性を踏まえて、規律による担保が必要なサービスに限定すべき。一定以上の契約者数がある場合に限るべき。(KDDI)
 - ・仮に事前認可の対象とする場合、その対象範囲は必要最小限とすることを要望。加えて、事前認可の必要性について定期的に検証し、対象の縮小や届出への移行等の検討を要望。(ソフトバンク)
 - ・認可対象については、利用者の利益に及ぼす影響を考慮し、現在の技術や市場動向を踏まえた議論や精査をいただいたうえ、利用者保護の観点から真に必要なものに限定していただきたい。(楽天モバイル)
 - ・利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務の提供に関する提携を内容とする協定等に限定すべきであり、その指標としては、役務提供先の契約数(例：100万以上)とすることが良いと考える。(スカパーJSAT)
 - ・利用者の利益に大きな影響を及ぼす事業の提供に関する提携を内容とする協定などに対象を限定することは合理的。しかし、どこで線引きをするかという基準についてはしっかりと議論することが必要。また、既に役務提供を開始しているサービスが認可対象となる規模に到達した場合、その段階で認可されないという事態は避けるべき。(スターリンクジャパン)

事業者ヒアリング（続き）

○その他、個別の意見

- ・認可対象をデータ役務に拡大する場合、クラウドSIMイネーブラー等が提供するクラウドSIMを活用した国際ローミングも対象になると認識。レンタルWi-Fiサービスは一定の規模を有し、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務であると想定。（NTTドコモ）
- ・携帯電話の国際ローミングについては、GSMAのルールに基づき事業者間で協定が締結されており、日本の事業者のみが不当に高い事業者間精算料金を設定される恐れはないと考えられること等を踏まえ、認可対象とする必要はないと考える。（楽天モバイル）
- ・外国衛星通信事業者より衛星回線をIRU契約により、電気通信回線設備として設置する場合、電気通信事業変更登録申請等の手続きにおいて、当該IRU契約で使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定がされていること等につき、総務省に確認されており、電気通信事業法第40条に基づく外国政府等との協定等の認可と二重の手続きとなることは避けて頂きたい。（スカパーJSAT）
- ・もし衛星アクセスサービス等が対象になった際には、過度に手続きが煩雑になったり、認可に時間がかかりすぎたりということがないように配慮いただきたい。（スターリンクジャパン）

考え方（案）

- 事業者からは、データ役務等の提供に関する提携を内容とする協定等についても認可対象とすることには反対しないといった意見があった一方で、一部の事業者からは、現在事前認可等が不要なサービスが認可対象となることでビジネスへの影響も生じることから、事後報告のみとすべきといった意見もあった。また、認可対象については、サービスの特性や契約数等を考慮し、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務の提供に関する提携を内容とする協定等に限定すべきとの意見が多かった。
- 国際電話、携帯電話の国際ローミング、衛星通信のそれぞれについて、サービス特性やサービス規模、事業者からの具体的な意見等を総合的に勘案し、利用者の利益に及ぼす影響が大きいと考えられる役務について検討し、当該役務の提供に関する提携を内容とする協定等に限定して、認可対象とすることが適当ではないか。

① 国際電話（音声のみ）

（サービス特性）

- ・ 国際電話の**相手方となる外国の事業者との提携が必要不可欠**であり、当該事業者との間で、設備使用料を支払い合うことが必要。相手方となる外国の事業者が独占的な事業者等の場合、理論上は「競り合わせ」や「バイパス」により、不当に高い事業者間精算料金を設定される恐れがある。

（サービス規模）

- ・ **国際電話の通信回数、通信時間はピーク時から大幅に減少**（「通信量からみた我が国の音声通信利用状況（令和4年度）」によれば、令和4年度の通信回数（発信）はピーク時（平成19年度）から▲94.8%、通信時間（発信）はピーク時（平成19年度）から▲96.2%）している。他方で、固定電話及び携帯電話の基本的に全ての利用者が国際電話を利用可能と考えれば、利用可能な契約者数・回線数は大きいことから、一定の規模を有する。

（事業者意見等）

- ・ 事業者ヒアリングにおいて、国際電話の利用状況を踏まえた議論を求める意見はあったが、認可対象外とすべきとの意見はなかった。

（考え方（案））

- ・ 以上を踏まえれば、**国際電話については、**利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務と考えられることから、**引き続き認可対象とすることが適当ではないか。**

② 携帯電話の国際ローミング（音声・データ）

（サービス特性）

- ・ 音声ローミングに加え、データローミングについても、サービスの特性として、ローミング相手方となる外国の携帯電話事業者との提携が**必要不可欠**であり、当該事業者との間で、設備使用料を支払い合うことが必要。
- ・ ただし、**GSMAのルールに基づき事業者間で協定が締結されており、日本側事業者のみが不当に高い事業者間精算料金を設定される恐れはない**と考えられる。

（サービス規模）

- ・ 主にMNO 4社が音声ローミング及びデータローミングを提供中であり、MNO 4社の携帯電話の基本的に全ての利用者が国際ローミングを利用可能と考えれば、利用可能な契約者数は大きい。
- ・ 特に、海外でのデータ通信の利用については、国際ローミング以外にも海外Wi-FiレンタルやeSIMによる現地通信サービスの契約といった選択肢も存在するものの、**MNO各社から海外ローミング用の定額料金プランが提供されており、データローミングの利用が拡大**している。
- ・ 携帯電話事業者間の国際ローミング協定においては、音声（3G）ローミングとデータローミングで異なる事業者間精算料金が設定されているが、**VoLTEローミングはデータローミング扱い**とされており、現在の認可対象外。
- ・ 現時点においては、音声ローミングに加え、データローミングについても、一定の規模を有していると考えられる。

（事業者意見等）

- ・ 事業者ヒアリングにおいて、GSMAのルールが存在することから、携帯電話の国際ローミング協定については認可対象とする必要はないとの意見あり。

（考え方（案））

- ・ 以上を踏まえれば、**携帯電話の国際ローミングについては、音声ローミング・データローミングともに利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務と考えられることから、音声ローミングについて引き続き認可対象**とするとともに、**データローミングについて認可対象とすることが適当ではないか。**

- 本研究会においてヒアリングを実施した事業者以外の事業者からも幅広く意見を聴くため、総務省において、衛星移動通信サービス又は衛星アクセスサービスを提供する事業者向けにアンケートを実施（32社に送付し、16社から回答を受領）。
- アンケートでは、その提供に関する提携を内容とする協定等を外国政府等との間で締結しているサービスの利用者数（契約数又は回線数）、協定等の概要及びそれらの締結、変更、廃止等の頻度、データ役務等の提供に関する提携を内容とする協定等も認可対象とする場合の具体的な懸念等について質問。
- その結果、サービスの利用者数については、数回線から2千回線以下という回答が多かった。協定等の概要については、衛星の利用に関するIRU契約、衛星回線の回線制御に関する契約といった回答があった。また、それらの協定等の締結、変更、廃止等の頻度については、数年に1度との回答が多かった一方で、毎年数十件との回答もあった。

事業者アンケートにおける主な意見

○ 音声役務及びデータ役務いずれも認可対象外とすべき

- ・ 衛星移動通信サービスについて、**外国事業者等の電気通信設備を介して役務を提供する場合は、IRU方式による設置が必要**となっており、**登録手続きにおいて契約書により継続的に支配・管理している状態にあることを示していることから、外国事業者等から一方的に契約を破棄されるといった恐れは比較的小さい**とも考えられる。

複数の衛星により様々なサービスが提供されており、それらは**代替性のある状況**。更に、衛星移動通信サービスの**契約数は少ないことを踏まれば利用者への影響は限定的**。

認可対象にデータ役務が追加された場合、今後利用者の需要に応じて、多様なサービスやプランを追加する都度認可が必要となるため、**柔軟なサービス提供の機会が妨げられる**だけでなく、**サービス展開において国際的にも遅れをとる**ことも懸念。

更に、音声役務とデータ役務がセットとなるプランもあり、引き続き音声のみ認可対象とされた場合、音声役務がセットであるか否かによって、データ役務のサービス提供の自由度が変わることになるため、**音声役務も認可対象から外し、柔軟なサービス提供の機会を確保することが必要ではないか**と考える。（KDDI）

○ 事前認可の対象が拡大することで、ユーザが不利益を被り、かつ日本の航空会社が国際競争上不利になることを懸念

- ・ データ役務が事前認可の対象となった場合、認可基準を満たすよう契約変更をし、内容を総務省に開示することについて、各衛星事業者と交渉することとなる。その結果、当社は該当する衛星を使用できなくなり、当該衛星がカバーするエリアにおいてサービスを提供できない又は通信速度の低下を招く、あるいは、衛星事業者が合意する場合であっても、より高い使用料を求められること等により、**最終的にはユーザ（日本の航空会社及びその旅客）にとっての不利益**となる。

また、外国籍航空機内では、当社が衛星事業者と契約した直後から最新の通信エリアと通信速度によるサービスが提供される一方で、日本国籍の航空機内では、事前認可までの間、新たに調達した通信容量を使用できないことになる。ユーザの保護を目的とした規制が、かえって本邦のユーザにとって不利益に作用している。当社の通信サービスに対する新たな規制は、**日本の航空会社の国際競争力を現状よりも更に削ぐ結果**になる。当社は、同じ空域をカバーする複数の衛星を調達するよう努めており、同じ空域の通信回線を多重化している以上、**個々の衛星にかかる契約内容を規制する必要性は乏しい**。当社のサービスは、飛行中の一時的なインターネット接続サービスであり、万が一、**サービス提供が一時的に中断する事態が発生したとしても、ユーザの不利益は限定的**。当社のような機内の一時的な通信サービスに対する**事前規制の必要性は高くない**。

（パナソニックアビオニクスコーポレーション）

事業者アンケートにおける主な意見（続き）

- データ役に拡大することによるサービスへの影響、競争力の低下を懸念
 - ・ 仮に（データ役務が）認可の対象となった場合、過度に手続が煩雑になり、認可に時間がかかることにより、**新しい種類のサービスを適時に提供することに支障が生じ、競争力の低下につながるおそれがある。**（IPモーション）
 - ・ 新たなサービスの開始にあたり、認可及び手続が増える事により、**中小事業者にとっては参入が難しくなる**とともに、消費者の観点からは**世界的なサービス導入に平行して日本国内でのサービス導入が遅れる事によって、国内ユーザーのサービス水準が世界的に遅れる事**を懸念。（アイティ企画）
 - ・ 現状で電気通信事業法第40条に基づく事前認可の対象とされていないデータ役務等を新たに認可対象に追加する場合、認可対応を考慮した事業計画策定が必要となり、**柔軟なビジネス展開に影響が出る**懸念がある。（NTTコミュニケーションズ）
- 対象は最小限にすべき
 - ・ **一定の規模を有する電気通信役務等**、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務の提供に関する提携を内容とする協定等に**認可対象を限定することが望ましい**。どこで線を引くかは慎重な議論が必要。（IPモーション）
 - ・ 利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務、事前認可の対象とすることが必要な役務及び契約数が一定数以上である役務等、**必要最低限とした上で事後報告対象とすることが望ましい**と考える。（NTTコミュニケーションズ）
- その他の意見
 - ・ **小規模事業者への負担**を考慮していただきたい。また、サービス開始に時間がかかるような作業が少なくなるように配慮をお願いしたい。（SKY-FIX COM）
 - ・ 利用者の利便性という観点からしても、既に**（電気通信事業の）登録・変更登録時に衛星通信路のIRUや回線制御権の確保を要件とされている**ため、さらに**40条認可の対象とすることは屋上屋を重ねるもの**ではないか。一方では、衛星事業者のサービス態様が多様になっていることを考えると、登録・変更登録時にIRU+回線制御権確保の要件を審査するのではなく、それらは40条認可時の考慮要素として吸収し、他の考慮要素と合わせて柔軟な判断も可能となるのであれば、それは合理的ではないかと思う。（マーリンク）
 - ・ 40条の精神として、外国通信事業者から法外な料金提示を抑止し、国内の利用者が不利益を被ることを排除するためと認識しているが、電気通信事業法が制定された昭和59年の状況とは現在は異なっていると思料している。（マリサット通信サービス）
 - ・ 通信料金は相対契約が認められていることから、この趣旨を尊重しなければならないと考える。（Orbital Communications）

③ 衛星通信（音声・データ）

（サービス特性）

- ・ 端末系伝送路設備として衛星を用いて提供される電気通信役務としては、主に衛星移動通信サービスと衛星アクセスサービスが存在。
 - － 衛星移動通信サービスは「利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動して用いられる電気通信設備と接続されるものに限る。）を用いて提供される電気通信役務であつて、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第二十号の八に定める携帯移動地球局を用いて提供されるもの」（電気通信事業報告規則第1条第2項第5号）
 - － 衛星アクセスサービスは「端末系伝送路設備として人工衛星を用いて提供されるものであつて、インターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務（主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものを含む。）」（電気通信事業法施行規則 様式第4 注3）
- ・ サービスの特性として、外国企業等が所有する衛星の利用に当たり、**外国企業等との提携が必要不可欠**であり、当該外国企業に対し設備使用料の支払いが必要。他方で、現在では多様な衛星が存在しており、**日本側電気通信事業者は事業の開始に当たって提携先を選択可能**。また、事業の開始に当たり、日本側電気通信事業者が**他者の衛星を利用して電気通信回線設備を設置する場合、IRUの設定が求められることから、使用契約が安定的であることや、合理的な使用料金が設定されていることが前提**となっている。
- ・ 衛星移動通信サービス、衛星アクセスサービスともに、山間部、離島、海上等での通信手段として活用されており、特に**音声役務（衛星携帯電話）については、災害等の緊急時の連絡手段としての重要度が高い**。

（サービス規模）

- ・ 国際電話や携帯電話の国際ローミングに比べると、現在の衛星移動通信サービスの**回線数は大きくなく**、その多くは音声役務（衛星携帯電話）と想定される。
- ・ 今後、衛星コンステレーションにより、衛星とスマートフォン等が直接つながる**衛星直接通信によるサービスが提供される予定**であり、これが携帯電話（音声、データ通信）と組み合わせて携帯電話利用者向けに広く提供される場合には、利用可能な契約者数・回線数は大きくなり、一定の規模を有することが想定される。

（事業者意見等）

- ・ 事業者からは、データ役務に認可対象を拡大することによる利用者への影響等を懸念する意見が多かった。一部の事業者からは、音声役務及びデータ役務いずれも認可対象外とすべきといった意見があった。

（考え方（案））

- ・ 以上を踏まえれば、**衛星通信のうち、音声役務については**、利用者の利益に及ぼす影響が大きくないとまでは言えないことから、**引き続き認可対象**とし、**データ役務等については**、利用者の利益に及ぼす影響は必ずしも大きくないと考えられることから、**引き続き認可対象外とすることが適当ではないか**。
- ・ ただし、今後、衛星直接通信によるサービスが提供され、これが携帯電話と組み合わせて携帯電話利用者向けに広く提供される場合等には、利用者の利益に及ぼす影響が大きくなることも想定されることから、そのような場合には、**必要に応じて、改めて認可対象について検討することが適当**ではないか。

衛星移動通信サービスの回線数 (回線)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|
| 回線数 | | | |
| うち外国企業が所有する衛星を利用したもの | | | |
| 提供事業者数 | | | |

(社)

(参考) 衛星通信サービスのイメージ (KDDIのサービス例)

| サービスの種類 | 衛星携帯電話 | BGAN/Certusランド | Starlink Business |
|---------|--|---|---|
| 特徴 | 音声通信 <ul style="list-style-type: none"> データ通信速度 × データ通信遅延 × 利用周波数帯：Lバンド ※各衛星電話は数kbpsのデータ通信も利用可能だが、データ通信として利用するには帯域が極端に狭い  | 耐天候性に優れた従量課金制データ通信 <ul style="list-style-type: none"> データ通信速度：～0.7Mbps データ通信遅延：～数秒 利用周波数帯：Lバンド ※イリジウムCertusランドの場合  | 高速・利用料定額データ通信 <ul style="list-style-type: none"> データ通信速度：～220Mbps データ通信遅延：25～50ミリ秒 利用周波数帯：Kuバンド  |
| 使用衛星 | インマルサット/イリジウム | インマルサット/イリジウム | Starlink |

イリジウム：地上780kmの位置に配置された66機の周回衛星で、極地を含む全世界をカバー。災害時や大規模通信障害時の通信確保に活用。

| | |
|-----------------|--|
| イリジウム衛星携帯電話 | 電波が届かない地域へも小型端末のため持ち運びが容易。緊急時の通信手段として利用可能。現在提供しているイリジウムExtremeは、音声通話のほか、ショートメッセージ・Eメール・GPS位置情報なども利用可能。【衛星携帯電話】【海事向け】【陸上向け】 |
| イリジウムGO! (TM) | お持ちのスマートフォンやタブレットに専用アプリをインストールし、アンテナを立て「イリジウムGO! (TM)」のWi-Fiルーターに接続するだけでイリジウム衛星通信を利用可能。【衛星携帯電話】【陸上向け】 |
| イリジウムCertus ランド | Iridium Certus (イリジウムサータス) 衛星通信を利用した陸上向けのインターネット接続サービス。電話に加えてメールやインターネットなどのIPデータ通信、および無線LANを利用したWi-Fi通信にも対応。【陸上向け】 |
| イリジウムPTT | 河川や山間部における工事現場など、セルラー圏外の作業現場においてトランシーバーのように複数人へ音声通話できる衛星通信サービス。【衛星携帯電話】【陸上向け】 |
| イリジウムCertus (R) | イリジウムCertusは、2019年に打ち上げを完了したイリジウム衛星群により提供する船舶向け衛星通信サービス。漁船・商船の公海上も含めた通信の安定性・冗長性確保を通じて、海事事業に関わる利用者に貢献。【海事向け】 |
| UmiMail | UmiMailは、衛星通信を使った船舶向けのメールサービス。【海事向け】 |

インマルサット：赤道上空36,000kmの位置に配置された4機の静止衛星で、極地を除く全世界をカバー。音声通話から最大492kbpsのデータ通信まで幅広く対応。

| | |
|--------------------------|--|
| インマルサット衛星携帯電話 | インマルサット社が提供するグローバル衛星携帯電話。現在提供しているIsatPhone 2は、音声通話のほか、ショートメッセージ・Eメール・GPS位置情報なども利用可能。【衛星携帯電話】【海事向け】【陸上向け】 |
| インマルサットBGAN | 小型・軽量のインマルサットBGAN端末を利用し、グローバルカバレッジで音声通信、64kbpsのISDN通信、2種類のIPパケット通信 (最大492kbpsのスタンダードIPパケット通信および最高帯域確保384kbps (上限約450kbps) のストリーミングIPパケット通信) を利用可能。【陸上向け】 |
| インマルサットFB (フリートブロードバンド) | 小型のアンテナを使用し、音声通話と最大432kbps (ベストエフォート) のデータ通信を同時に利用できる、グローバル海事衛星通信サービス。【海事向け】 |
| インマルサットFX (フリートエクスプレス) | インマルサットGX回線 (Kaバンド) とインマルサットFB回線 (Lバンド) で構成される広帯域の船舶向け衛星通信サービス。【海事向け】 |
| UmiMail | 衛星通信を使った船舶向けのメールサービス。【海事向け】 |
| インマルサットエアロ | 航空機内のパイロット、客室乗務員と地上の航空会社との音声通信、航空機と航空会社のデータ通信が利用可能。【航空機向け】 |
| インマルサットSB (スウィフトブロードバンド) | 航空機にインマルサットSB端末を設置することにより、音声通話、64KbpsのISDN通信、最大432kbpsのスタンダードIPパケット通信およびストリーミングIPパケット通信をグローバルに利用可能。【航空機向け】 |

Starlink：数千機の低軌道周回衛星によって提供されており、従来の衛星通信サービスに比べて大幅に高速かつ低遅延のデータ通信を実現。

| | |
|-----------------|--|
| ビジネス固定プラン | 事前登録した地点にStarlinkキットを設置し、利用できるプラン。 |
| ビジネス移設プラン | 国内の任意の場所にStarlinkキットを設置し、利用できるプラン。 |
| ビジネス移設シェアリングプラン | ひとつの衛星通信回線に2台のStarlinkキットを接続し、利用できるプラン。 |
| マリタイムプラン | 船内の任意の場所にStarlinkキットを設置し、利用できるプラン。 |
| マリタイムシェアリングプラン | ひとつの衛星通信回線に2台のStarlinkキットを接続して、利用できるプラン。 |

- ◆ IRU (indefeasible right of user:破棄し得ない使用权) とは、契約 (契約以外の協定等の形式を含む。) によって定められ、関係当事者の合意がない限り、破棄又は終了させることができない長期安定的な使用のこと。他者の所有する光ファイバ等についてIRUの設定を受けた事業者は、当該光ファイバ等を継続的に支配・管理している状態にあると認められる。

要件① 使用权を取得する電気通信事業者の同意なしに契約を破棄することができないこと。

光ファイバ等の使用权の設定を受ける電気通信事業者の同意なしに、当該光ファイバ等の所有者が一方的に契約を解除できる破棄可能な契約の場合、当該光ファイバ等を電気通信事業者が安定的に支配・管理しているとはいえません。安定的なサービス提供を確保するためには、電気通信事業者の同意がなければ契約を解除できないことが契約書等で確認されていることが必要です。

ただし、使用权の設定を受ける電気通信事業者が債務不履行又は契約違反を行い、かつ、一定期間を定めて催告等をしてもお支払いをしない場合又は契約違反の是正をしない場合について、当該光ファイバ等の所有者が契約の解除を行うことが可能である旨を契約に定めることを妨げるものではありません。

要件② 使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定がされていること。

契約途中における禁止的使用料金の設定により当該光ファイバ等の継続的な支配・管理に支障をきたさないことを提供料金面から担保するものです。

要件③ 電気通信回線設備所有者によって対象物件に第三者担保権が設定されていないこと。

当該光ファイバ等について第三者の担保権の設定がなされた場合、担保権の実行により電気通信事業者の使用权が消滅するおそれがあり、当該光ファイバ等を電気通信事業者が安定的に支配・管理しているとはいえません。

ただし、その特殊性から第三者担保権の設定が通常想定されない電気通信回線設備 (通信衛星等) や契約期間内に当該担保権が実行され電気通信事業者の使用权が消滅する可能性が著しく低い等、当該電気通信事業者の安定的な支配・管理が確保されると認められる場合には、この限りではありません。

要件④ 使用契約期間について、使用契約が安定的であると認められる以下のいずれかの要件を満たしていること。

- ア 使用契約期間が 10 年以上であること。
- イ 使用契約期間が 1 年以上であり、かつ、契約書等において、以下の点が確認されていること。ただし、使用契約期間の累計が 10 年を超える場合における当該超える部分に相当する契約については、この限りでない。
 - A 契約の自動更新の定めがあること
 - B 電気通信事業者の同意がない限り、更新を拒否することができないこと
- ウ その他ア、イに類する特別の事情があると認められるものであること。

電気通信事業者が、サービスの提供のために必要とする期間中、当該光ファイバ等を継続的に支配・管理できることを担保するための事項です。使用契約期間については、光ファイバの法定耐用年数を参考として、「10 年」を目安としています。

なお、イの B については、使用权の設定を受ける電気通信事業者が債務不履行又は契約違反を行い、かつ、一定期間を定めて催告等をしてもお支払いをしない場合又は契約違反の是正をしない場合について、当該光ファイバ等の所有者が契約の更新の拒否を行うことが可能である旨を契約に定めることを妨げるものではありません。

④その他

○クラウドSIMを利用したレンタルWi-Fiサービス

(サービス特性)

- クラウドSIMとは、クラウドサーバー上に複数のSIMカードを挿入し、利用者が専用端末を利用する地域に合わせて、現地のSIMカード等が選択、ダウンロード等される仕組み。一部のレンタルWi-Fiサービス提供事業者等がこのような仕組みを利用。レンタルWi-Fiサービス提供事業者が自らクラウドサーバーを設置している場合や、国内外の他社のクラウドサーバーを利用している場合が想定され、前者の場合には**SIMカードの調達に当たり外国の携帯電話事業者と役務提供契約**を、後者の場合には**外国企業との間でクラウドサーバーの利用契約**等を、締結している可能性がある。

(サービス規模)

- 海外渡航者や外国人訪日客等が一時的に利用するものであり、サービスの規模は大きくないと想定される。

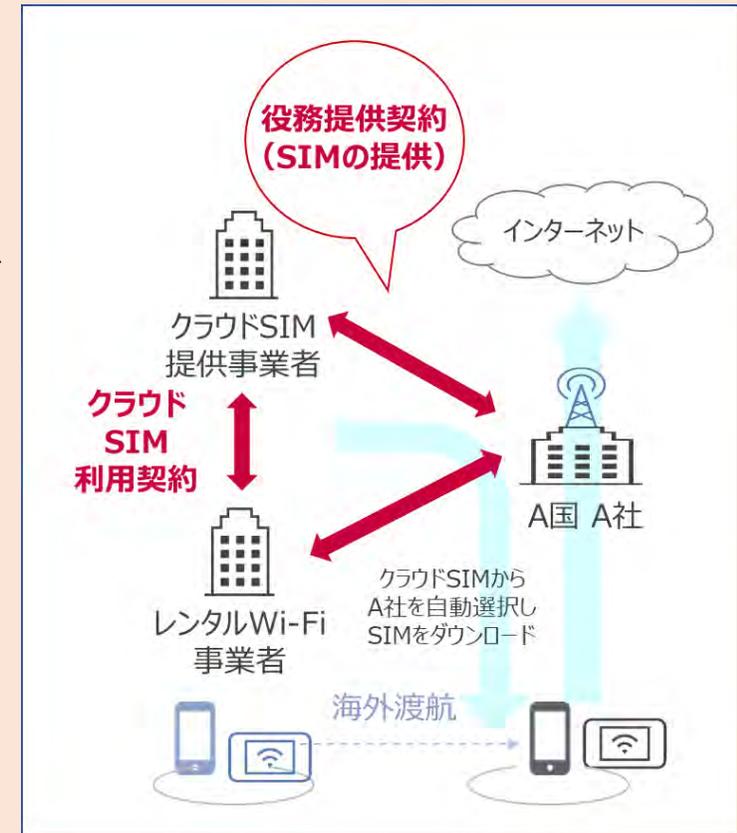
(事業者意見等)

- 事業者ヒアリングにおいて、一部の事業者から、データローミングを認可対象とする場合にはクラウドSIMを活用した国際ローミングも対象になることが想定されるとの意見があった。他方、レンタルWi-Fiサービス事業者からは、クラウドSIMに利用するための外国の携帯電話事業者等からの現地SIMの調達は、携帯電話事業者間の国際ローミング協定とは異なるとの意見があった。

(考え方(案))

- レンタルWi-Fiサービス事業者が、**海外での通信サービスの利用のためのSIMを販売等することは、電気通信事業法上の電気通信業務に当たらず、電気通信事業法第40条が対象とする「電気通信業務に関する協定又は契約」に該当しない**と考えられる。
- 日本国内で利用されるサービスについては、外国の携帯電話事業者のSIMカードが利用されることは想定されず、SIMカードの調達のための外国企業等との契約等は想定されないが、外国企業との間でクラウドサーバーの利用契約等を締結している場合には「電気通信業務に関する協定又は契約」に該当する可能性はある。他方、クラウドサーバーの利用が不当に高額である場合等には、そのような仕組みを利用せずにサービスを提供することが可能であり、当該利用契約が利用者の利益に及ぼす影響は大きくないと考えられる。
- 以上を踏まえ、**クラウドSIMを利用したレンタルWi-Fiサービスについては認可対象外とすることが適当ではないか。**

クラウドSIMを利用したレンタルWi-Fiサービスの提供イメージ



- 現在、電話等の役務の提供に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額（事業者間精算料金）については、値上げの場合は認可対象、金額が増加しないことが明らかな場合は報告規則に基づく年度末報告の対象とされているが、**事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等の変更については、事後報告のみとすることについてどう考えるか。**

事業者ヒアリング

- **事後報告のみとすることに賛同。**
 - ・ 変更契約は、税金の値上げや精算料金の値上げが太宗だが、精算料金の改定は利用者料金への値上げに直ちにつながるものではないため、事後報告のみとすることに賛同。（NTTドコモ）
 - ・ 事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等の変更について、事後報告のみとすることに賛同。（KDDI）
 - ・ 事業者間精算料金のみの変更を事後報告にすることについて、実態上の懸念等もなく、賛同。（ソフトバンク）
 - ・ 携帯電話の国際ローミングについては、GSMAのルールに基づき事業者間で協定が締結されており、日本の事業者のみが不当に高い事業者間精算料金を設定される恐れはないと考えられること等を踏まえ、認可対象とする必要はなく、事後報告のみとすることについて賛同。（楽天モバイル）
 - ・ 事業者間精算料金（料金の値上げ・値下げ）のみをないようとする協定などの変更については事後報告のみとすることについて、賛成。現行では、外国法人との通信料金の契約が1セントでも変更があった場合に事前認可が必要となっており、過度な規制。より効率的な制度の検討をお願いしたい。（JSAT MOBILE）

構成員意見

- 原則はやはり認可が必要だが、携帯電話の国際ローミングに関してはGSMAのルールの基づき協定が締結されている実態を踏まえて免除するというような、原則と例外という考え方もできるのではないか。

考え方（案）

- **国際電話**については、相手方となる外国の事業者が独占的な事業者等の場合、「競り合わせ」や「バイパス」により、事業者間精算料金が不当に高くなる恐れがあることから、**事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等の変更であっても、引き続き事前認可の対象とすることが適当ではないか。**
- **携帯電話の国際ローミング**については、GSMAのルールに基づき事業者間で協定が締結されており、日本の事業者のみが不当に高い事業者間精算料金を設定される恐れがないこと、**衛星通信**については、IRU契約により衛星回線を電気通信回線設備として設置する場合には、IRU契約で使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定が前提となっていることを踏まえれば、**事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等の変更については、事後報告のみとすることが適当ではないか。**

- 認可対象を変更する場合には、必要に応じて、認可に当たっての審査基準を見直すことが適当か。その他、検討すべき点はあるか。

事業者ヒアリング

- **審査基準について**
 - ・ 審査基準を見直すことに賛同。事前規制の予見性を確保するためにも、サービスごとに「認可を要する理由」と「審査基準」との適用関係を明確にしていきたい。（KDDI）
- **報告規則に基づく報告について**
 - ・ 報告すべき事項は必要最低限のものにしていきたい。事後報告は年度末の状況を見て、前年度末比で変化があった場合のみでよいのではないか。（KDDI）
- **その他**
 - ・ 認可対象を変更する場合や、審査基準等を見直す場合は、契約類型ごとの認可対象の変更内容や、審査基準の見直し内容等について、事前周知・公表いただきたい。（楽天モバイル）

考え方（案）

- 総務省においては、認可対象の見直しを行う際には、審査基準についても見直しを行うことが適当ではないか。
- 審査基準について見直しを行う際には、携帯電話の国際ローミングについては、GSMAのルールに基づき事業者間で協定が締結されており、日本の事業者のみが不当に高い事業者間精算料金を設定される恐れがないこと、衛星通信については、IRU契約により衛星回線を電気通信回線設備として設置する場合には、IRU契約で使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定が前提となっていること等を踏まえた審査基準とすることが適当ではないか。

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（外国政府等との協定等の認可）

第四十条 電気通信事業者は、外国政府又は外国人若しくは外国法人との間に、電気通信業務に関する協定又は契約であつて総務省令で定める重要な事項を内容とするものを締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（外国政府等との協定等における重要事項）

第二十七条 法第四十条の総務省令で定める重要な事項は、次のとおりとする。

一 電気通信役務（音声を伝送交換するための電気通信設備を用いてその内容を蓄積することなく通信を行うもの（以下この号において「電話等の役務」という。）に限り、交換取扱人を介した通話その他付随的なものを除く。）の提供（本邦外の場所との間で電話等の役務を提供するための電気通信設備を設置する電気通信事業者（電気通信回線設備を設置する電気通信事業者を除く。）が提供する電気通信役務にあつては、当該電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者の使用に係る端末設備が電話等の役務を提供するために用いられる電気通信回線設備に接続される態様のものに限る。）に関する提携を内容とする協定又は契約（以下この号において「協定等」という。）にあつては次の事項

イ 電気通信回線を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その区間並びにこれにより取り扱う電気通信役務の種類及び対地

ロ 電話等の役務の提供に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（１）既に音声を伝送交換する機能について協定等を締結している相手方との間で、音声に映像を統合して伝送交換する機能を追加するために協定等の変更をしようとする場合であつて、当事者が取得し、又は負担すべき金額が音声を伝送交換する場合と同一であるか、又はこれを下回ることが明らかとなるとき。

（２）協定等の相手方が、特定の対地の区分において着信側の電気通信事業者を追加することに伴い、当該協定等の変更をしようとする場合であつて、当該区分において取得し、又は負担すべき金額が増加しないことが明らかとなるとき。

（３）（１）又は（２）に掲げる場合のほか、当事者が取得し、又は負担すべき金額が減少する場合（対地ごと、着信側の電気通信役務の種類ごと又は通信量ごとその他の区分により多数の区分を設けている場合にあつては、いずれの区分においても取得し、又は負担すべき金額が増加しないことが明らかとなるときに限る。）

ハ 電話等の役務の提供に関し、取り扱う通信量の割合

二 本邦に陸揚げされる海底ケーブルの建設保守に関する協定又は契約（出資比率のみを変更するもの、破棄し得ない使用权の取得及び譲渡に関するもの並びにケーブル保守船の利用に関するものを除く。）

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）

（外国政府等との協定等の報告）

第五条 電気通信事業法第四十条の認可を受けた電気通信事業者は、様式第二十四により、毎報告年度経過後二月以内に、当該報告年度に締結し、又は変更した外国政府又は外国人若しくは外国法人との間の協定又は契約について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

○ 電気通信事業法関係審査基準（抄）（平成13年総務省訓令第75号）

第11章 外国政府等との協定等の締結、変更等の認可

（趣旨）

第18条 法第40条の規定により外国政府等との間の電気通信業務に関する協定等の認可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

（審査基準）

第19条 認可は、次の各号に適合していると認められる場合に行う。ただし、電気通信市場の公正な競争を阻害する行為が行われるおそれの有無等について特別の事情が認められる場合及び電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者が提供する電気通信役務の場合には、(2)及び(3)の規定によらないことができる。特別の事情が認められる場合においては、当該特別の事情に応じ、(2)及び(3)の規定の趣旨に準じて審査するものとする。

- (1) 外国政府等が、協定等の締結先として適した者であること。
- (2) 申請者が協定等を締結する事業者が世界貿易機関加盟国以外の国の事業者である場合は、当事者が取得し又は負担すべき金額（以下この章において「計算料金」という。）及び取り扱う通信量の割合については、次号のアからウまでの方式（以下「統一計算料金方式」という。）に適合したものであること。ただし、第三國中継回線による場合はウの方式は適用しないものとする。
 - ア 計算料金及び支払通貨への換算方法が本邦の他の事業者と締結している協定等と同一であること。ただし、関係事業者間において同一内容への改定が予定されている場合はこの限りでない。
 - イ 計算料金の分収が両端国で均等であること。
 - ウ 両端国間において、申請者から協定等を締結する事業者へ発信する通信量の当該事業者に着信する通信量の総量に占める割合が、当該事業者から申請者へ発信する通信量の当該事業者から発信する通信量の総量に占める割合に見合うものであること。
- (3) 世界貿易機関加盟国以外の国の事業者との協定等においては、統一計算料金方式を協定等を締結する相手国の事業者に通知し、それを当事者間の合意の前提とするものであること。
- (4) 当事者間の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。
- (5) 当事者が当事者以外の者との間で締結している協定等と比べて、不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- (6) 通信の安全性及び信頼性が確保されていること。
- (7) 条約その他の国際約束により課せられた義務を誠実に履行していること。
- (8) その他協定等の内容が、電気通信市場の公正な競争を阻害するおそれがない等、公共の利益の増進を阻害するものでないこと。